

2016-2017年度

ライオンズクラブ国際協会 331-A 地区

## 第2副地区ガバナー選挙実施規定

### 第一章 選挙の管理

#### 第1条（選挙委員会）

- 1 地区ガバナーは選挙を統括する。
- 2 地区ガバナーは、次期第2副地区ガバナー選出の選挙委員会を設置する。選挙委員会委員長は地区ガバナーが推薦及び任命する。

#### 第2条（選挙委員会の構成）

- 1 選挙委員会の委員は、地区ガバナーが指名及び任命する委員をもって構成する。
- 2 地区ガバナーは、選挙委員会の委員の指名及び任命に際し、331-A地区内各リジョンの意見が反映されるように配慮し、立候補予定者と利害関係のないよう人選しなければならない。
- 3 選挙委員長は、地区ガバナーと協議のうえ副委員長若干名を指名することができる。

#### 第3条（選挙委員会の職務及び権限）

- 1 選挙委員会は、選挙に関する一切の事務を行う。
- 2 選挙委員会は、候補者・選挙責任者その他の会員が、この規定に違反することのないよう常に配慮しなければならない。

#### 第4条（選挙公報）

- 1 選挙委員会は、選挙または信任投票を行うに際し選挙公報を発行し、第2副地区ガバナー選出のための代議員総会開催の1ヶ月前までに、適宜の方法でクラブに配布する。
- 2 選挙公報には、候補者が作成して届け出た経歴、所信表明書及び候補者本人の写真を掲載する。
- 3 所信表明書の文字数の制限等は、別に選挙委員会が定める。

#### 第5条（立会演説会）（個人演説会）

- 1 選挙委員会は、代議員総会の選挙による投票に先立ち、候補者及びその推薦者1名に立会演説の機会を与えなければならない。
- 2 候補者及びその推薦者による立会演説の方法・順序・制限時間等、立会演説会の実施

に必要な事項は、地区ガバナーと選挙委員会が協議して定め、選挙委員会は、予め候補者もしくは選挙責任者に通知する。

3 個人演説会は、選挙期間内のみ331-A地区内において開催することができる。

実施要綱は開催前に詳細を選挙委員会に届け出なければならない。

(キャビネットは費用に関与しない)

#### 第6条 (選挙委員会委員の義務)

1 委員は、中立、公平、誠実にその職務を行わなければならない。

2 委員は、候補者及びその推薦人となることができない。

#### 第7条 (選挙責任者)

1 立候補者は、当地区の会員から選挙責任者1名を定め、選挙公報の発行前に、連署にて選挙委員会に提出しなければならない。

2 選挙責任者は、支持者の活動を含め、候補者のために行う一切の選挙運動を統括・監督し、候補者と連帯して選挙運動に関する責任を負う。

### 第二章 選挙期日・投票及び開票

#### 第8条 (選挙の期日)

選挙は、地区年次大会代議員総会の日に行う。

#### 第9条 (選挙の方法)

選挙は、無記名投票の方法により行う。

#### 第10条 (投票管理者)

選挙委員会は、投票事務を行う若干名の投票管理者を置くことができる。

#### 第11条 (投票立会人)

1 候補者は、本人の承諾を得て投票立会人となるべき会員1人を定め、予め選挙委員会に届け出ることができる。

2 投票管理者は、投票開始に先立ち、投票立会人に投票箱が空であることの確認を得た後、投票箱を封印もしくは施錠しなければならない。

#### 第12条（投票用紙の交付及び様式）

- 1 投票用紙は、選挙の当日、代議員登録をした出席代議員1名につき、それぞれの選挙の投票用紙1枚を交付する。
- 2 投票用紙の交付を受けた代議員は、投票が終了するまで自己の責任で管理し、他の代議員その他第三者に投票用紙を渡してはならない。
- 3 投票用紙の様式は、予め候補者全員の氏名及びその上に投票を意味する○の記号が記入できる欄を設ける。

#### 第13条（投票の記載事項及び投函）

投票は、投票用紙に氏名が印刷された候補者のうち、その投票しようとする会員に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載し、選挙委員会が指定した投票箱に入れなければならない。

#### 第14条（投票）

- 1 投票は、代議員自身が行わなければならない。
- 2 代理投票、不在者投票の制度は設けない。

#### 第15条（開票立会人）

- 1 候補者は、本人の承諾を得て開票立会人となるべき会員1人を定め、予め選挙委員会に届け出ることができる。
- 2 開票立会人は、投票立会人を兼ねることができる。

#### 第16条（無効投票）

以下の投票は無効とする。

- ① 所定の投票用紙を用いないもの。
- ② ○の記号以外の記載をしたもの。
- ③ 記号を欄外に記載したもの。
- ④ 投票用紙に印刷された候補者の複数に○その他の記号を記載したもの。
- ⑤ 投票の趣旨が特定できないもの。
- ⑥ 白紙投票用紙及び棄権投票。

### 第三章 選挙運動

#### 第17条（選挙運動の期間）

選挙運動は、2017年4月20日(木)から選挙の日の前日5月20日(土)までとする。

#### 第18条（文書による選挙運動）

- 1 文書による選挙運動は、葉書または封書によるものとし、作成した文書は、発信前にその文書ごとに1通を選挙委員会に提出し承認を受けなければならない。
- 2 選挙運動に関する文書には、その文書を作成した会員の氏名を、文書責任者として明記しなければならない。
- 3 文書の受付は1回目を4月14日(金)までとする。それ以降は5月15日(月)までとする。

#### 第19条（禁止事項）

候補者、選挙責任者及び全ての会員は、選挙運動において次の行為をしてはならない。

- 1 立候補者の意思をもって、選挙運動期間外に選挙活動を行うこと。
- 2 選挙運動の目的をもって、金品の贈与、飲食物の提供、その他の利益もしくは便宜の供与や約束をすること。
- 3 文書、電話その他方法の如何を問わず、他の立候補者を誹謗・中傷し、あるいは名誉を棄損する行為。
- 4 代議員、またはその関係者の地位もしくは利害関係を利用すること。
- 5 代議員の選挙権の行使を妨げること。
- 6 立候補の届出書類、または選挙公報に掲載する経歴・所信表明書に虚偽の記載をすること。
- 7 その他、本規定の何れかに違反する行為を行うこと。

#### 第20条（違反行為に対する措置）

- 1 選挙委員会は、本規定に違反する行為をした立候補者及び選挙責任者に対し警告することができる。
- 2 会員は、立候補者及び選挙責任者、その支持者が本規定に違反する行為を発見した時は、資料を添えて選挙委員会へ報告することができる。報告は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 選挙委員会は、前項の警告にも関わらず違反行為を止めない立候補者に対して、立候補の辞退を勧告するとともに、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知

することができる。

- 4 選挙委員会は、立候補の辞退を勧告された立候補者が辞退しない場合は、代議員会における選挙に先立って、違反行為と辞退勧告の事実及び経過を公表することができる。

#### 第四章 当選人

##### 第21条（当選）

- 1 選挙において、無効投票を除く有効投票合計数の過半数の賛成投票を得た立候補者をもって当選人とする。
- 2 1回の選挙で、前項の有効投票合計数の過半数の賛成投票を得た立候補者がいないときは、得票数の多い候補者2名を被選挙者として、直ちに再度の選挙を行う。
- 3 再度の選挙による候補者2名の得票が同数の時は、候補者2名による協議をし、協議により決しないときは、くじ引きにより当選人を決する。（公職選挙法に準じる）

#### 第五章 施行と改正

##### 第22条（規定の改正・廃止）

本規定は、2017年3月14日より施行する。

本規定は、地区ガバナーが定めたキャビネット構成員の出席者の過半数の賛成により改正又は廃止することができる。